

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 法人事業税関係

ガス供給業のうち、ガス事業法に規定する一般ガス導管事業及び同法に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同法に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同法の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものについて、資本金一億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円超の普通法人以外の法人にあつては所得割額により、それぞれ課することとした。

2 不動産取得税関係

(1) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。

(2) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長することとした。

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長することとした。

(5) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。

(6) 宅地建物取引業者が新築された日から十年以上を経過した既存住宅の敷地

の用に供する土地（当該既存住宅とともに取得したものに限る。）を取得し、その取得後二年以内に、当該土地の上にある既存住宅に対し住宅性能向上改修工事を行った後、当該既存住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該既存住宅のうち一定のものをその者の居住の用に供した場合において、当該宅地建物取引業者が取得した当該土地について、その取得が平成三十一年三月三十一日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。

(7) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。

3 自動車取得税関係

(1) 免税点を五十万円とする特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。

(2) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか二以上を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（エ）に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講ずることとした。

(イ) 車両総重量が五トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(イ) 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（

以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

(ウ) 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

(エ) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであって、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

イ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであって、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずることとした。

ウ バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラックであって、平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められ

た車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から百七十五万円を控除する特例措置を講ずることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 平成三十年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

(3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。